

商工会の合併について

質問番号 1-1-

県内商工会においては、各地域において合併が順次進められており、103あった県内の商工会は現在79商工会となっているが、これに対する受け止めと合併後の商工会の課題について伺う。

尾身議員の一般質問にお答えします。

まず初めに、商工会の合併に対する受け止めと合併後の商工会の課題についてであります。

県内商工会については、会員事業者の減少による小規模な組織の増加と、社会経済情勢の変化に伴い多様化する事業者の支援ニーズに対応するため、地域の実情を踏まえながら、着実に合併が進められているものと受け止めております。

合併後の商工会の課題につきましては、将来にわたり、地域の小規模事業者に寄り添い、効率的・効果的な組織体制と運営基盤を持続していくことが必要と考えております。

商工会の合併について

質問番号 1-2-

商工会は、小規模事業者の経営支援はもとより、イベント開催など地域活性化の取組においても重要な役割を果たしている。商工会の合併後も引き続き支所を設置する商工会もあると聞いている一方で、支所が廃止された場合には、地域活性化の取組の担い手がいなくなることにより、地域の活力が低下することも懸念されると考えるが所見を伺う。

次に、商工会の支所廃止に伴う地域活力への影響について
であります、

議員ご指摘のとおり、商工会は小規模事業者の経営支援はもとより、イベント開催など地域活性化の取組の担い手としても重要な役割を果たしていると認識しております。

合併に伴う商工会の支所等のあり方につきましては、各商工会において、廃止に伴う地域活力への影響を含め、地域の実情に応じて検討されていくものと考えております。

地域活力の維持・向上にあたっては、地元の市町村や事業者など地域全体で取り組んでいくことが重要であり、県といたしましても、商工会が地域において必要な役割を果たしていけるよう支援してまいります。

商工会の合併について

質問番号 1-3-

県では、商工会の経営指導員等の人件費を補助しており、令和7年4月1日までに合併した商工会については、令和11年度末までの5年間、合併に伴う補助対象職員の急減を防ぐ特例措置を講じているが、その一方で、特例措置終了後の商工会運営に不安を感じている商工会もあると聞いており、令和12年度以降の特例措置のあり方について、早急に何らかの方向性を示すべきと考えるが、所見を伺う。

次に、商工会合併に対する特例措置のあり方についてであります。

商工会の合併に伴い小規模事業者に提供するサービスが急激に低下しないよう、今年度末までに合併する商工会に対して、令和11年度末までの間、経営指導員の加算措置などを行う特例措置を講じているところです。

令和12年度以降のあり方の検討にあたっては、小規模事業者の支援ニーズなど社会経済環境の変化や、商工会の合併に伴う業務効率化の状況などを見極めながら、関係者と慎重かつ丁寧に協議していくことが必要と考えております。

そのため、検討には一定の時間を要するものと考えますが、議員ご指摘のような不安を商工会に抱かせることがないように、県商工会連合会の協議の場を通じて情報共有するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

(作成課：地域産業振興課)
(協議課：)

県立病院の経営改革方針について

質問番号 2-1-

県立病院は地域の医療において、重要な役割を担っていることから、その経営改革については、医療再編などの地域の議論の中で丁寧に説明し、具体的な取組を進めていくべきと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、県立病院の経営改革方針についてお答えします。

県立病院の経営改革の進め方についてであります。

現状の県立病院の危機的な経営状況は、これまでの経営力向上に向けた対応の遅れに加え、人口構造の変化に伴う患者数の減などによる医療需要の大きな変化に対して、地域によっては県立病院の機能や規模が需要に適したものではなくなっていることが主な要因と考えており、県民の皆様へ安全、安心な医療を持続的に提供していくためにも、経営改革を急ぐ必要があると考えております。

一方で、議員ご指摘のとおり、県立病院は地域の医療において重要な役割を担っており、その経営改革の推進は、県民の皆様をはじめ、医療関係者や市町村など、多くの関係者に関わるものであることから、様々な機会を通じて改革の必要性を丁寧に説明するとともに、しっかりと議論や調整を行いながら進めてまいります。

県立病院の経営改革方針について

質問番号 2-2-

県立病院が経営改革を進める必要性は理解できるが、県立病院のみで先行せず、市町村や地域の医療関係者など、県立病院がある地域の関係者の声をもっと聞いてほしいと考えるが、今後、関係者との調整の進め方をどの様に考えているのか伺う。

病院局長 答弁

県立病院の経営改革における関係者との調整についてであります。

現在、各医療圏域では、人口構造の変化による医療需要の変化や医療の担い手の減少に対応し、持続可能な医療供給体制の構築に向けた医療機関の役割分担や集約等の見直しの議論が、住民の意向も踏まえながら進められております。

県立病院の経営改革は、こうした医療再編の動きとも整合を図りながら推進していく必要があると考えております。

このため、議員ご指摘のとおり、各圏域の地域医療構想調整会議などにおいて、結論ありきではなく市町村や地域の医療関係者等としっかり議論や調整を行いながら、県立病院の経営改革を進めてまいります。

県立病院の経営改革方針について

質問番号 2-3-

県内どこに住んでいても、「命と学びは平等」であるべきと考えており、県立病院の改革は赤字といった経営面だけで捉えず、地域に安全、安心な医療を県民に提供するという大局的な観点から検討を進めるべきと考えるが所見を伺う。

病院局長 答弁

次に、県立病院の経営改革の検討の進め方についてであります。

議員ご指摘の、県民の皆様は安全、安心な医療を持続的に提供していくためにも、先ほど知事がお答えしたとおり、県立病院の経営改革を急ぐ必要があり、これを早期に実現するためには、様々な改革をこれまで以上に踏み込んで、着実に進めていく必要があると考えております。

一方で、経営改革の推進は、県民の皆様をはじめ、医療関係者や市町村など、多くの関係者に関わるものであることから、様々な機会を通じて改革の必要性を丁寧に説明するとともに、地域の実情に応じて改革の検討を進めてまいります。

農業政策について

質問番号 3-1-

農業経営基盤強化促進法が昨年度に改正され、これまでの人・農地プランが市町村の策定する「地域計画」として法定化された。地域計画は、今年度末までに全市町村で策定することとされており、現在、地域の農地利用の将来像を描くための話し合いが各地で進められているものと承知しているが、全国有数の食料供給基地である本県として、着実な計画策定に向けて、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺う。

次に、農業政策についてお答えします。

まず、地域計画の着実な策定についてであります。

県ではこれまで、地域の話し合いへの参画や、市町村ごとにきめ細かな進行管理に取り組むとともに、先行している地区で蓄積したノウハウの共有を図るなど、地域での検討が効率的に進むよう支援してきたところです。

今後、農地利用の将来像である目標地図の作成を進めていくためには、農地の出し手側と受け手側との利用調整が必要となります。

このため、担い手間での話し合いや、農業委員による調整を促進するとともに、農地の受け手そのものが不足している地域においては、組織化等の営農体制づくりと併せ、牧草栽培などの粗放的な利用による農地の維持管理手法を提案するなど、今年度末までの着実な策定につなげてまいります。

農業政策について

質問番号 3-2-

農業従事者が減少する中、県が総合計画で示している「付加価値の高い持続可能な農林水産業の実現」のためには、農業が若者から魅力ある産業として選ばれることが重要であり、そのためには、他産業並みの企業的な経営発展を目指し、農業経営の法人化を一層進めるとともに、経営基盤の強化が必要と考えるが、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺う。

次に、農業経営基盤の強化についてであります。

持続可能な農業の実現に向け、意欲ある担い手が農業生産の大宗を占める力強い農業構造を確立するためには、農地や人材の受け皿となる、企業的経営を行う農業法人等の育成が必要と考えております。

このため、県といたしましては、農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入などにより経営規模の拡大を図り、生産性を高めるとともに、多角化や複合化により経営の幅を広げることで、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、中山間地域など、生産条件の不利性から経営規模の拡大が難しい地域においては、雪や棚田などの地域資源を活かした特色ある農産物による付加価値の高い農業を展開し、所得を確保することで、地域農業の維持・発展につなげてまいります。

農業政策について

質問番号 3-3-

地域を守っていくためには、農業者のみならず多様な人材を呼び込み、持続可能な中山間地域農業を実現する必要があると考えるが、知事の所見を伺う。

次に、持続可能な中山間地域農業の実現についてであります
すが、

中山間地域は、過疎化や高齢化が進行し、営農の継続はもとより集落機能の維持が危惧されていることから、持続可能な農業の実現に向けては、生産性の向上など産業政策の視点だけでなく、生業を通じて地域を維持していくという視点も必要であると考えております。

このため、県では「ビレッジプラン2030」を全県で展開し、農業以外の分野の方々からの参画を得ながら、将来プランの策定や活動の主体となる組織づくり、プランの実現に向けた地域の主体的な取組を支援しているところです。

また、農家を含めた地域住民や様々な関係者が連携して、生活支援など地域コミュニティの維持に取り組む農村RMOの育成や、地域産業が連携して担い手を確保する特定地域づくり事業協同組合制度の活用などを通じて、農業をベースに多様な人材が多様な働き方で活躍できる地域の仕組みづくりを進め、中山間地域農業の維持・発展につなげてまいります。

農業政策について

質問番号 3-4-

今年の冬は雪が少なく、今夏も高温が予想されるとも言われている中、稲作農家の経営の維持・発展のためには、令和6年産米の安定生産が重要と考えるが、今年度はどのような取組を進めていくのか、知事の所見を伺う。

次に、令和6年産米の安定生産に向けた今年度の取組についてであります。

昨年産米の等級低下を受け、県では、有識者等による「令和5年産米に関する研究会」を設置し、異常高温等への対策について、同研究会からは、気候変動リスクに備えた技術対策である「短期的な対策」と、高温耐性品種を中心とした品種構成への転換等を目指す「中・長期的な対策」が必要であるとの提言を受けたところです。

この提言を踏まえ、6年産米については、短期的な対策として異常気象のリスクを軽減するための作付計画の見直しなどを農業者等に働きかけ、品種転換や作期分散等の取組を支援してまいりました。

今後は、迅速な生育管理情報の発信等を通じて、適正な施肥や水管理、地域内での用水の有効利用、適期収穫や適切な乾燥・調製を徹底するなど、新潟米の食味と品質の確保に万全を期してまいります。

農業政策について

質問番号 3-5-

昨夏のような猛暑や渇水など、異常気象の常態化が今後も懸念される中で、日本の食料供給基地である本県が、トップブランドとしての高品質・良食味を兼ね備えた新潟米を、国内外の新潟米ファンの皆様へ安定的に生産・供給していくためには、暑さに強い米の品種育成など中長期的な視点を持った取組が必要と考えるが、知事の所見を伺う。

次に、新潟米の安定生産・供給に向けた中長期的な取組についてであります。

気候変動による異常高温が常態化する状況下においても、トップブランドとしての高品質・良食味を兼ね備えた新潟米を安定生産・供給していくためには、品種開発を含めた生産技術対策の強化と、国内外での認知度をさらに高めていくブランド力の強化が必要であると考えております。

このため、県といたしましては、早生から晩生まで、暑さに強く良食味な品種のラインナップ化を進めるとともに、

「米と言えば新潟県」という産地イメージを定着させ、新潟米の優位性を一層高めるプロモーションを、オール新潟で展開してまいります。

また、高齢化や人口減少等に伴い、中長期的にも主食用米の需要減少が見込まれることから、主食用米と非主食用米等を合わせた農業所得の最大化を図るため、海外での需要の高

まりに応じた輸出の拡大や、県内食品製造事業者等が求める加工用米・米粉用米等の生産拡大に取り組んでまいります。

農地の渇水対策及び中山間地域対策について

質問番号 4-1-

地球温暖化等の影響により、今後も渇水の発生が懸念される中、渇水時における農業用水確保に向けた県の支援制度について伺う。

農地部長 答弁

農業用水確保に向けた県の支援制度についてであります。県ではこれまで、かんがい排水事業やため池等整備事業などにより、ため池の整備や水路のパイプライン化等の農業用水確保に向けた支援を行ってきたところです。

令和5年の渇水を受け、用水確保の声が高まったことから、渇水時に用水が不足する地域において、緊急的に用水を確保するための井戸等を整備する「渇水対策施設緊急整備事業」を本年度創設し、農業用水確保に向けた支援制度を拡充したところです。

これらの事業の実施に当たり、市町村、土地改良区と連携し、地域のニーズに合った整備が行えるよう、活用を図ってまいります。

農地の渇水対策及び中山間地域対策について

質問番号 4-2-

県においては、これまで広域的な渇水時には、ポンプ等の貸し出し・購入などの応急支援対策を実施している。これに加えて、電気料金等の補助についても支援策として拡充いただきたいと考えるが、所見を伺う。

農地部長 答弁

次に、渇水時における電気料金等の補助についてであります
すが、

議員ご指摘のとおり、平成30年や令和5年のような異常気象により渇水が広範囲に及ぶ際には、土地改良区等が行う水路の造成、用水施設の設置、送水管の配管、ポンプの購入及び借り上げ等に要する経費の一部を県が支援しています。

一方、農業者は、このような施設整備だけでなくポンプの稼働に要する電気代や燃料費も大きな負担となっていることは認識しております。

このため、県といたしましては、各市町村の渇水対策の支援内容なども踏まえながら必要な対策を検討してまいります。

農地の渇水対策及び中山間地域対策について

質問番号 4-3-

本県農業は、農業者の高齢化や減少、農業水利施設の老朽化など、多くの課題に直面しており、生産条件が不利な中山間地域では、状況がより深刻であると認識している。そのような中、ほ場整備は農業者の要望が非常に多いことに加え、担い手への農地の集積・集約化による効率的な営農が可能となることから、中山間地域においては、ほ場整備をより一層進めていく必要があると考えるが、知事の所見を伺う。

次に、農地の渇水対策及び中山間地域対策についてお答えします。

中山間地域におけるほ場整備の推進についてであります。本県の基幹的農業従事者は、70歳以上の割合が6割を超えるなど高齢化が進むとともに、2015年から2020年の間には約1万6千人減っており、今後も減少が続くことが予測されます。

また、県が造成した基幹的農業水利施設の約6割が、標準的な耐用年数を超過した状態となっております。

このため、県では、これらの課題に対応する農地や基幹的農業水利施設の整備が急務と考えております。

さらに、議員ご指摘のとおり、中山間地域では平場地域と比べ、状況がより厳しいものと認識しており、農業者の要望の多いほ場整備については、出来る限り要望に応えられるよう取り組んでまいります。

鉄道交通について

質問番号 5-1-

令和4年8月の豪雨で被災し一部区間が運休となっている米坂線については、先月、第3回復旧検討会議が開催され、JR東日本は「自治体側が示したデータに基づいた利用者の試算結果では、JR直営での運営は難しいとし、上下分離や三セクによる運営など4つのパターンを示したとのことだが、今後どのように協議を進めていく方針なのか伺う。

次に、鉄道交通についてお答えします。

まず、米坂線の復旧に向けた今後の協議についてであります
すが、

先月開催された復旧検討会議において、JR東日本から、これまでの災害復旧事例を踏まえた4つの復旧パターンが示されましたが、県といたしましては、JR東日本が鉄道復旧・維持をすることが望ましいと考えております。

今後の協議にあたっては、鉄道の持つ災害時のリダンダンシー機能や全国的なネットワークのあり方などの観点も踏まえつつ、地元の意向をしっかりと受け止め、山形県側とも連携しながら、復旧への道筋が得られるよう、調整を進めてまいります。

鉄道交通について

質問番号 5-2-

大雪に見舞われた場合でも北越急行ほくほく線は運行できている一方で、上越線は運休になり、六日町駅から越後湯沢駅まではバスの代行運行もないため、タクシーまたは迎えに来てもらうなど交通手段が限られる。上越線は通勤や地元の学生が通学に使う重要な生活路線であるため、大雪時でも運行ができるよう、J R 東日本に対し雪崩の危険な箇所についてはスノーシェッドを施工するなど必要な雪害対策を講じるよう強く働きかけていくべきと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、J R 東日本に対する雪害対策の働きかけについてであります。

上越線は、新潟県と群馬県を結び、上越新幹線やほくほく線ともつながる路線であり、地域住民の生活や観光客の移動手段としての役割を担っていることから、冬季間の降雪時でも安定的な運行の確保が重要であると考えております。

そのため、県では、雪害対策について J R 東日本と意見交換を行うとともに、新潟県鉄道整備促進協議会を通じて、除雪体制の強化や雪崩防止柵の設置等を要望しているところであり、引き続き J R 東日本に働きかけてまいります。

鉄道交通について

質問番号 5-3-

米坂線・磐越西線・飯山線は、ローカル鉄道ではあるが、山形県・福島県・長野県といった隣接県からの観光客などを玄関口として迎える重要な交通手段である。人口減少などによりローカル鉄道の維持が苦境に立たされている現状であるが、地域住民の重要な移動手段である路線を存続させていくためには、鉄道事業者だけでなく、地元自治体による利用促進の取組も重要であると考えているが、今後どのように路線を活性化させていくのか伺う。

次に、鉄道の利用促進に向けた自治体の取組についてであります。

議員ご指摘のとおり、ローカル鉄道の維持については、鉄道事業者のみならず、沿線自治体も一体となって利用促進に取り組むことが重要と考えております。

加えて、更なる人口減少が見込まれる中、ローカル鉄道の活性化を図っていくためには、地域住民や観光客の一層の利用増が必要であることから、より実効性のある利用促進策の検討・実施が必要と考えております。

このため、路線ごとに設置した活性化協議会等において、JRからも参画いただき、駅を起点とした二次交通の充実や駅舎等の活用によるにぎわいづくりなど、地域一体となった活性化の取組を進めてまいります。

鉄道交通について

質問番号 5-4-

新潟地域と上越地域のアクセス改善は長年の課題となっており、知事は県民の一体感を高める上で、高速鉄道ネットワークが必要である旨の発言をされている。在来線高速化を目指し、今年3月に開催された「高速鉄道ネットワークのあり方検討委員会」では、信越本線を使ったミニ新幹線化やほくほく線を使ったミニ新幹線化など、4つのルート案に対する時間短縮効果や概算事業費等が示されたところであるが、それぞれ沿線市町村では高速鉄道の実現に向けた期待が高まっている。高速鉄道ネットワークの構築に向けて、ルート案の絞り込みも含め、今後、どのように進めていくのか、伺う。

次に、高速鉄道ネットワークの構築に向けた進め方についてであります、

今年度の検討委員会においては、4つのルート案について、需要予測や費用便益比等の調査を行い、高速鉄道の整備効果を整理することとしております。

なお、ルート案については、いずれ絞り込みが必要と考えておりますが、それぞれに課題があり、まずは、在来線の高速化の必要性について県民の機運醸成を図ることが重要と考え、県民に調査結果を分かりやすく情報発信を行ってまいりたいと考えております。

また、国において、今年度の骨太方針に、幹線鉄道ネットワークの地域の実情に応じた諸課題について調査検討していく旨明記されたところであり、国に対し、日本海国土軸の形成に資する在来線高速化の実現に向けた働きかけを行ってまいります。

柏崎刈羽原子力発電所について

質問番号 6-1-

知事は国に対して、「柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の徹底及び実効性のある原子力防災対策の構築等に関する要望」を行ったが、いかに30キロ圏外へ安全に安心して避難する事が大事であり、県が示す6方向への放射状の避難路については、地震時も含め災害復旧は高速道路が一番早いとされ、最悪の事態の発生を想定すると、国道252号、国道353号などに加え、柏崎から魚沼方面に避難するための高規格道路等の整備が必要であると考え。今回の要望内容には、そうした具体的な避難路の整備ではなく、「避難路の整備等の促進に向けた国と県の協議の枠組を創設すること」となっていたが、今回、このような要望としたことについて、知事の所見を伺う。

次に、柏崎刈羽原子力発電所についてお答えします。

まず、避難路の整備等の促進に向けた国と県の協議の枠組の創設を求めたことについてであります。

県ではこれまでも、原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備等について、関係市町村からの要望も踏まえ、地方負担を求めずに確実に実施するよう、国に求めてまいりました。

今回の要望では、関係市町村からの要望も踏まえて避難路の整備等を着実に進めていくため、具体的な整備内容やその必要性について、国と県で協議する枠組が必要と考え、創設を求めたところです。

柏崎刈羽原子力発電所について

質問番号 6-2-

今回の要望において、「避難路の整備等の促進に向けた国と県の協議の枠組を創設」を求めたところだが、避難路の整備が進むのであれば、早期にこうした枠組を創設することが重要と考える。今回の要望に対して、国からはどのような回答があったのか伺うとともに、その回答に対する知事の受け止めを伺う。

次に、避難路の整備等の促進に向けた要望に対する国からの回答と受け止めについてであります。

国からは、要望いただいた協議の枠組の創設について、しっかり対応してまいりたい旨の回答をいただいております。県の要望に対して、真剣に受け止めていただいたものと考えております。

柏崎刈羽原子力発電所について

質問番号 6-3-

万一の原発事故時に備え、住民が円滑に避難するための避難路の整備は重要であり、このためにも、協議の枠組の早期創設に向けて、国に強く求めていくべきと考えるが、県として今後どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺う。

次に、国と県の協議の枠組の早期創設に向けた取組についてであります。

県としましては、今回要望した国と県の協議の枠組の創設に向けた国の検討状況を適宜確認し、必要に応じて、国に強く働きかけてまいります。

柏崎刈羽原子力発電所について

質問番号 6-4-

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の判断にあたり、必要な避難路の整備の見通しが立つことが重要と考えるが、知事の所見を伺う。

次に、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の判断と避難路の整備についてありますが、

柏崎刈羽原発の再稼働に関する今後の議論の進め方については、福島第一原発事故に関する3つの検証の取りまとめ、原子力規制委員会の追加検査を踏まえた判断、技術委員会における安全対策等の確認、原子力災害発生時の避難の課題への取組などを材料に議論を進め、県民等の意見を聞き、その上で判断・結論を出して県民の意思を確認することを考えております。

住民が円滑に避難するために必要な避難路の整備については、稼働の有無に関わらず重要であり、このため、先般、国に対して要望したところです。

柏崎刈羽原子力発電所について

質問番号 6-5-

20日告示された東京都知事選挙は、候補者の中で公約に柏崎刈羽原発について訴えている項目が見当たらない。首都圏に電気を供給している原発立地県側の花角知事は、再稼働に関して県民の意思を確認する、信を問う方法が、責任の取り方として最も明確であり、重い方法としている中で、今回の都知事選挙の公約に柏崎刈羽原発の項目が見当たらないことについて知事はどの様に考えているのか伺う。

次に、東京都知事選挙の候補者の公約についてであります
が、

東京都における選挙のことであり、私から申し上げることは
ありません。

なお、一般論として申し上げれば、原子力発電は国策で進
めてきたものであり、国全体で議論していくべきものと考え
ておりますが、電力消費地の皆様には、県民の原子力発電所
に対する思いについても、ご理解をいただきたいと考えてお
ります。

県立高校の将来構想について

質問番号 7-1-

県立高校の将来構想の計画期間は、当初、平成30年度から令和9年度までの10年間であったが、この度、次期「県立高校の将来構想」を前倒しして策定する事とし、今年度末の令和7年3月に公表するとしているが、その背景には、想定を上回る中学校卒業生数の減少や、現在の「県立高校の将来構想」策定時には想定していなかったICTを活用した教育の普及など、高等学校教育を取り巻く環境が、大きく変化してきた事があると考えられる。このような変化の中にあつて、「県立高校の将来構想」の策定期間を前倒しした理由を改めて伺うと共に、策定までの取組について伺う。

教育長 答弁

次期「県立高校の将来構想」を前倒して策定する理由と、策定までの取組についてであります。

議員ご指摘のとおり、予測を上回る少子化の進行や、学校教育におけるICT活用の進展など、高校教育を取り巻く環境は急激に変化しております。

今後、中学校卒業生数の減少は、より一層加速し、15年後の令和21年春には、今春に比べ、190学級分に相当するおよそ7,600人減少することが見込まれています。仮に、現在の学校数を前提とした場合、募集学級の平均は1.6学級まで減少することが想定されており、高校教育の質を確保する上で、危機的な状況にあると認識しております。

こうした認識のもと、時代に即した新しい学校づくりの方向性を、早期にお示しするため、次期「将来構想」を前倒し

で策定することといたしました。

今後は、有識者会議や市町村の首長等への意見聴取、県内の中高生等を対象としたアンケート調査、さらにパブリックコメントや各地域での説明会を実施しながら、構想の早期策定に向けて取り組んでまいります。

県立高校の将来構想について

質問番号 7-2-

専門高校は地域産業界で活躍する人材を輩出する上で、重要であると認識しているが、生徒募集に苦戦している学校もある事から、専門高校の魅力化は急務であると考えます。これまでも、各学校においては、中学生や保護者に対して、専門高校としての特色ある教育活動を積極的に発信してきた事と思うが、県教育委員会として、専門高校のさらなる魅力化をどのように進めていくのか、専門高校の魅力化・特色化に向けての取組について伺う。

教育長 答弁

次に、専門高校の魅力化についてであります。

専門高校の魅力を高め、生徒に選ばれる学校づくりを進めることは、本県産業の発展においても重要であると考えております。

例えば、海洋高校では、国の「マイスター・ハイスクール事業」の指定校として、ICTを活用した養殖や生産加工とともに、マーケティングの学習を取り入れ、水産業の6次産業化を実践的に学ぶ環境を構築するなど、特色ある教育活動に取り組んでおり、県外からも生徒が入学する魅力的な学校となっております。

こうした取組に加え、次期「県立高校の将来構想」においては、複数の専門学科を有する産業高校を設置し、学科横断的な学びを可能とするなど、新しい専門高校の特色化・魅力化について検討してまいります。

県立高校の将来構想について

質問番号 7-3-

現在本県においては、普通教育と専門教育を選択履修する事ができる総合学科の高校が10校あり、例えば、十日町総合高校では、「人文・自然科学系列」、「農業生産系列」、「工業系列」、「ビジネス系列」、「生活文化系列」の5つの系列を選択する事ができ、入学後大学進学への道も選択でき、生徒が自分の興味と関心にもとづいて学習に励んでいるところだが、今回示された「産業高校」（仮称）と従前の「総合学科」で行われている教育内容の違いを伺う。

教育長 答弁

次に、「産業高校」と「総合学科」の教育内容の違いではありますが、

次期「将来構想」の骨子案でお示しした「産業高校」では、高校入学段階から、各学科における専門分野の学習を進めることを想定しており、一方の「総合学科」では、2年次より、一人一人の興味・関心や進路希望に応じて、普通教育及び専門教育の多様な科目の中から、選択して履修することを想定しております。

なお、「産業高校」においては、他学科の授業を選択できる仕組みを取り入れることで、学科横断的な学習を可能とするほか、異なる学科の生徒同士が、同じテーマの課題研究に協働して取り組むことなど、新しい専門高校のあり方を想定しており、具体的な内容については、次期「将来構想」を策定する過程において、さらに検討してまいります。

県立高校の将来構想について

質問番号 7-4-

定時制・通信制の垣根を越えた「セルフデザインハイスクール」(SDH)など、新しい言葉が紹介されていたが、高校生活での学びは先生と生徒が、生徒と生徒が、顔を付け合わせながら対面で学ぶことが教育の原点であり、重要であると考えているが、少子化とは言え、県土が広く、山間豪雪地を抱え交通の便が悪い地域においては、それぞれエリアごとに地元の意見を聞きながら、慎重に協議してもらいたいと願うが、所見を伺う。

教育長 答弁

次に、仮称「セルフデザインハイスクール」及び地元への意見聴取についてであります。

次期「将来構想」の骨子案では、生徒が自分に合わせて学びの方法や場所を選択することができる学校として、「セルフデザインハイスクール」をお示ししたところであります。

議員ご指摘のとおり、学校においては、社会性やコミュニケーション力の育成など、対面で学ぶことの意義も大きいと認識しており、今後設置する「セルフデザインハイスクール」においても、教科指導や特別活動等で、対面で学習する機会を確保する必要があると考えております。

なお、次期「将来構想」の策定にあたっては、市町村の首長等への意見聴取や地域説明会を実施し、地元の意見を伺いながら、丁寧な策定作業を進めてまいります。

県立高校の将来構想について

質問番号 7-5-

高校再編計画の中で中等教育学校について、令和8年度に2校の県立中等教育学校の募集停止が公表されており、残りの4校の中等教育学校のあり方についても引き続き検討するとあるが、中学高校それぞれ別々の3年間の学びではなく、中学高校通した6年間の一貫した学びは、進学校として大きな効果があり中高一貫教育である中等教育学校を是非とも存続してほしいと願うが、所見を伺う。

教育長 答弁

次に、中等教育学校の存続についてであります。

議員ご指摘のとおり、中等教育学校はこれまで、6年間を見通した計画的・継続的な教育活動により、進学実績においても、成果をあげてきたと認識しております。

一方、少子化の進行等に伴う志願者の減少や、地域の伝統校の小規模化など、中等教育学校を含め、本県教育を取り巻く状況は大きく変化しております。

今後も引き続き、小学校卒業生数や志願状況等を分析するとともに、地元自治体と意見交換を重ねながら、それぞれの中等教育学校のあり方について、検討を進めてまいります。